

医科診療報酬点数表関係（その1訂正）

【注射】

（問133）区分番号「E200」の注3又は区分番号「E202」の注~~3~~4を算定した場合、同一日に区分番号「G004」点滴注射は算定できないが、当該点滴注射により生物学的製剤等の投与を実施した場合に、注射の部通則3から6までの加算は算定可能か。

（答）このような場合においては、注射の部通則3から6までに規定する加算について、それぞれの算定要件を満たす場合であれば算定を行っても差し支えない。

歯科診療報酬点数表関係（その1訂正）

（問32）歯周病安定期治療（Ⅱ）を開始する際の歯周病検査は歯周~~病~~精密検査を行うこととされ、同月に歯周~~病~~精密検査は算定できない取扱いとされたが、算定はどのように行えばよいのか。

（答）例えば、

- ① 4月に歯周~~病~~精密検査を行い、その日から歯周病安定期治療（Ⅱ）を行う場合
- ② 4月に歯周~~病~~精密検査を行い、4月の他日から歯周病安定期治療（Ⅱ）を行う場合

については、4月は歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定を行い、歯周~~病~~精密検査は算定できない。

また、4月に歯周~~病~~精密検査を行い、5月から歯周病安定期治療（Ⅱ）の算定を開始する場合については、4月に歯周~~病~~精密検査を算定して差し支えない。